

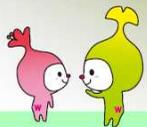
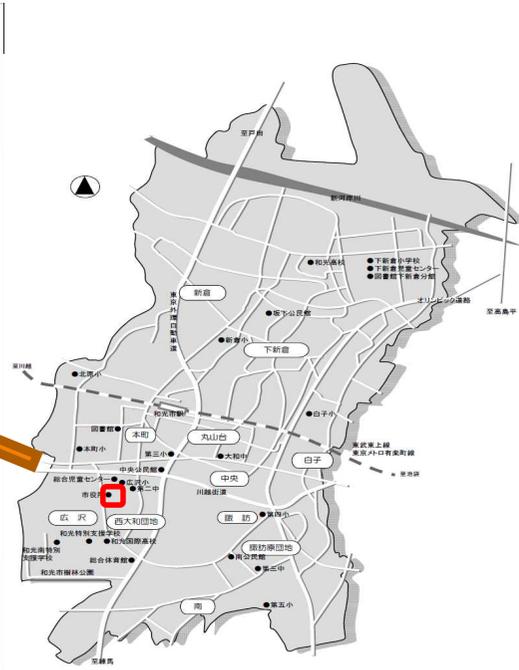
# 和光市民プール設置 及び管理条例(案)について

和光市広沢複合施設の「和光市民プール」は令和3年12月4日にオープンします

和光市教育委員会スポーツ青少年課  
令和3年4月

# 和光市民プールの施設概要（その1）

**名称** 和光市民プール  
**場所** 和光市広沢1番5-54号（和光市総合児童センターと同じ建物内）  
**構造等** 鉄骨造2階建 建築面積 2,068.67㎡  
 市民プール延床面積 1,865.12㎡（延床面積全体3,262.2㎡）  
**施行日**（開設予定）令和3年12月4日



# 和光市民プールの施設概要（その2）

◇市民プールは1階に配置されています。

◇大プール 25m×7コース 最大水深1.2m  
※利用の用途によって水深の調整ができる可動床

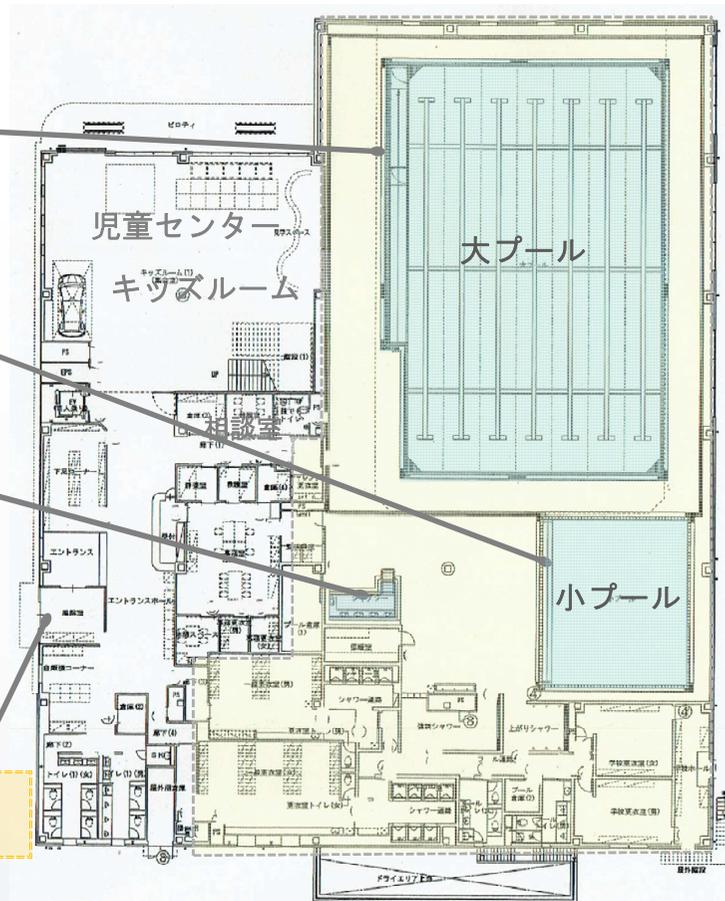
◇小プール（子ども用）  
縦10.15m×幅9m 水深60cm

◇ジャグジープール  
複数人が座って利用できます。

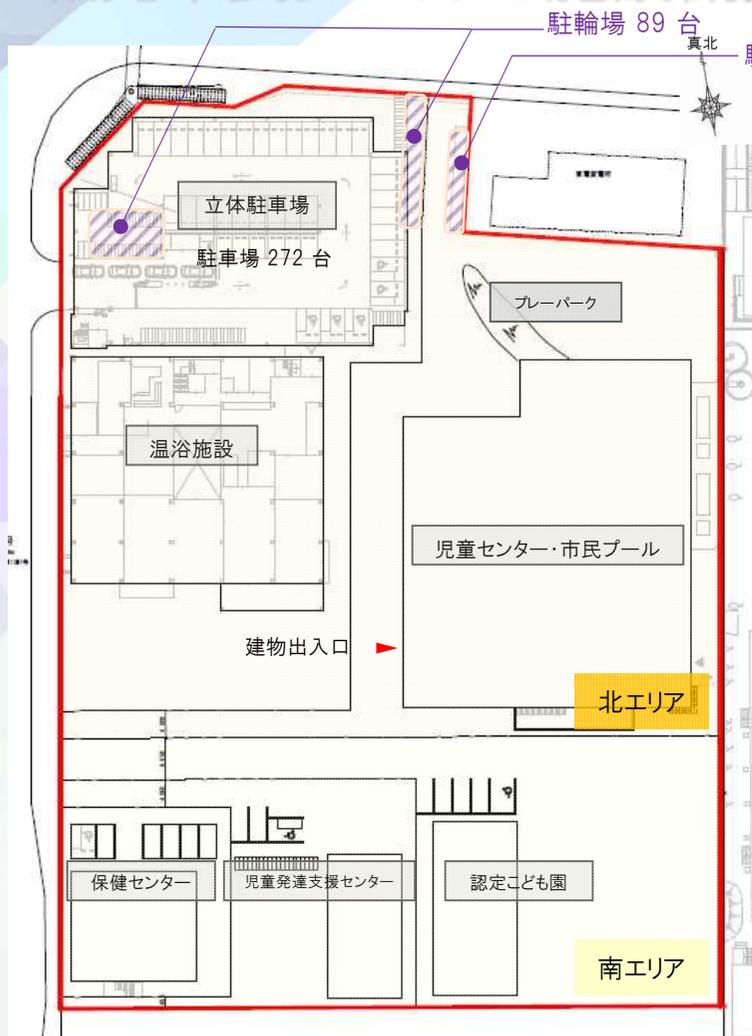
◇その他

- ・男女一般更衣室
- ・シャワールーム男4基・女7基
- ・チャレンジド更衣室

◇建物入口はココ



# 和光市民プールの施設概要（その3）



## 駐車場・駐輪場

### ○駐車場（立体駐車場内）

- ・台数 272 台（うち軽車両用 23台）
- ・料金 1時間無料（以後、30分ごとに100円）
- ・全施設の利用者が利用

### ○駐輪場

- ・台数 25 台
- ・料金 無料

### ●備考

- ・別途立体駐車場内、温浴施設敷地内に利用可能な89台分の駐輪場があります。

駐車場は民間施設のため、完成までの間に変更する可能性があります。

# 和光市民プール設置及び管理条例（案）の概要について①

広沢複合施設の一環施設として市民プールを設置することから市民プール単独の条例を制定します。

市民プールは、スポーツの振興を図り、市民の健康増進と体力向上に資することを目的とします。

**開館時間** 午前9時から午後9時まで

**休館日** 第2・第4木曜日 ※第2・第4木曜日が国民の祝日の場合は、翌平日が休館日となります。  
年末年始（1月1日～1月3日及び12月29日～12月31日）

**管理運営** 指定管理者（教育委員会が指定し議会の議決で決定する法人）が管理及び運営を行います。  
※指定管理候補者：PFI和光市広沢株式会社 なお、委託先は構成員のテックネス株式会社  
☞指定管理者の指定に係る議会への上程は令和3年和光市議会6月定例会を予定しています。

# 和光市民プール設置及び管理条例（案）の概要について②

## 利用方法

- (1) 個人利用：館内の券売機で利用券を購入し、受付に提示します。
- (2) 専用利用：和光市公共施設予約システムで予約し、納付期限までに施設窓口で利用料金を納付します。

## 利用料金

- ・ 市内在住で障害をお持ちの方及びその介護者の個人利用料金は免除となります。
- ・ 市内在住で障害をお持ちの方を主とした団体の専用利用料金は半額免除となります。
- ・ 3歳未満は無料となります。

施設	市民プール 利用料金		
	単位時間：2時間		
カテゴリー	こども（中学生以下）	おとな	専用利用 （1コースにつき）
市内	230円（税込）	450円（税込）	5,400円（税込）
市外	460円（税込）	900円（税込）	10,800円（税込）

※上記金額を上限として、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て利用料金が決定されます。

# 和光市民プール設置及び管理条例(案)の概要について③

市民プールの利用に当たってのルールは、以下のとおりです。

## 利用上のルール

(1) 次の場合には利用を許可できません。

- ①公の秩序または善良な風俗に反するおそれがあると認められるとき
- ②プールの施設等を損傷し、又は滅失させるおそれがあると認められるとき。
- ③指定管理者が特に必要があると認める場合を除き、営利を目的とするとき。
- ④施設の管理上支障の恐れがあるとき。

(2) 利用許可の権利は、他人に譲渡し、または転貸をしてはいけません。

(3) 利用者が不正な手段によって利用許可を受けたとき、許可の条件や管理上必要な職員の指示に従わないとき等は、利用許可を取り消し、又は利用許可の範囲を制限することがあります。

(4) 利用者は、施設に特別の設備や改造できません。変更を加える場合や、備付けの器具以外の器具を使用する場合には、指定管理者の承認を受けてください。

(5) 利用が終わったときは、速やかに施設等を原状回復してください。

## 特記事項

利用者は、故意または過失により、施設や設備等を損傷し、汚損し、または滅失した場合、その損害を賠償しなければなりません。

これからも、事業の進捗に合わせてホームページの更新  
及び事業者による説明を予定しております。

ご清聴ありがとうございました。

